（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）

第三十五条の三　令第十四条の二第一号及び第二号の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）

第三十七条の二　令第十六条の二の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

［第二節　略］

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　法第四十条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

三　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の件数

五　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

［六　略］

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条　法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

二　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月

三　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

四　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

［新設］

［第二節　同上］

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　［同上］

［一　同上］

二　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

三　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の件数

五　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

［六　同上］

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条　［同上］

一　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

二　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月

三　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

四　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

［2　同上］

附　則

この命令は、令和五年五月八日から施行する。